

2014年10月14日
郵政ユニオン 交第4号

日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長
西室 泰三 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

2014年度年末手当に関する要求書

日本郵政グループ各社は、「2014年度4月1日以降の賃金引上げ等に関する要求書」の回答の中で年間一時金について提案を行ってきました。提案内容は、「年間3.5月(夏期:1.65月、年末:1.85月)、年度末に営業利益やその他の業績が計画を大きく上回ると見込める場合は特別手当を検討する」というもので、4年連続の削減となっています。会社はその理由を①グループ各社を取り巻く経営環境が厳しい②株式上場を踏まえ、中期経営計画の基盤整備期間として設備投資を行う③日本郵便(株)の2014年度の営業利益が138億円となっているとしています。職場からは、「黒字なのになぜ削減するのか」「削減はもうやめてくれ」等の声が寄せられおり、郵政事業を支えてきた社員の頑張りに応え、一時金の削減はやめるべきです。

日本郵政グループ各社の2014年3月期決算によれば、日本郵政1,550億円、日本郵便329億円、ゆうちょ銀行3,546億円、かんぽ生命634円の当期純利益を上げており、グループの連結決算では4,790億円の純利益となっており、順調な経営状況といえます。また、2015年3月期第1四半期決算においても各社とも黒字であり、グループ連結では1,404億円の純利益を上げており、順調に推移しています。

安定した一時金支給は、社員のモチベーションを高めることはもちろん、社員と家族の生活設計にとって欠かせないものであり、3年連続の削減で生活設計は破壊され、今年度の削減がさらに追い打ちを掛けることとなります。したがって、提案内容の撤回を求め、年末手当に支給にあたって以下の要求書を提出します。

記

- 1 2014年度年末手当については、基準内賃金の2.15月を支給すること
- 2 高齢再雇用社員については、正社員に準じた支給とすること
- 3 期間雇用社員について
 - (1) 月給制契約社員は、基本月額額の2.15月分支給すること
 - (2) 時給制契約社員は、対象期間における1ヶ月の平均賃金(六ヶ月の基本賃金の総額÷6)の2.15月分支給すること
- 4 2014年度上期の経営状況を詳細に説明し、特別手当のあり方についても明らかにすること
- 5 支給日は12月10日(水)とすること

以上